

発 言 表

(文部科学委員会)

白石

しらいし

洋一

よういち

君 (立民)

○

末

松

文部科学大臣

○

加

田

法務大臣政務官

○

深

澤

厚生労働大臣政務官

(政府参考人)

法務省

金

子

民事局長

財務省

窪

田

大臣官房審議官

文部科学省

増

子

高等教育局長

厚生労働省

宮

本

年金管理審議官

厚生労働省

岸

本

児童虐待防止等総合対策室長

1. 大学に行かせる為の養育費も支払うように！

衆議院文部科学委員会議事速報（未定稿）

令和4年3月30日

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 白石洋一です。お願いします。

まず、シングルマザーが自分の養育している子供を大学に行かせるための養育費についてお伺いします。

私のところに来た相談ですが、二十二歳、二十歳の大学生を持つシングルマザーです。コロナの中でバイトができません、離婚した夫に養育費の延長を求めたところ却下されたというところで相談が来ているんですね。

それで、まず質問です。主に法務省の方になると思うんですけども、離婚し、子女の養育について民法等による法的な養育の義務を負うのか、それとも、養育というのは契約上のもののみなのか、お伺いします。

○金子政府参考人 お答えいたします。

現行民法では、父母が離婚するときは子の養育費についてその負担者、額、支払い期間の終期等について協議して定めるけれども、協議が調わな

いときは家庭裁判所が調停、審判により定めることとされています。

この意味は、親が子に対して養育費を支払う法的義務を負っているが、その義務は父母間の協議や調停、審判を通じてその内容が具体化されるものというふうに理解されているところでございます。

○白石委員 法的義務は負うけれども、手続が必要ということですね。

その前提の上で、その養育する子供が高校を卒業して高等教育、主に大学に進学しますと、ここが一番重いんですね、親としての負担は。それは、下宿だったらその生活費に加えて授業料、あるいは入学金が加わるということになるんですけども、大学に進学した場合、その教育費と生活費、仕送り費は養育費の負担というのはどういうふうになりますでしょうか。

○金子政府参考人 大学の進学というのは、成年年齢の引下げに伴って大学進学する頃には成人に達しているということになります。子が成年年齢に達したことによって当然に親の子に対する扶養義務がなくなるわけではございません。子が十八歳の成年に達した後であっても、経済的に自立することができない場合は、子を監護していない親は引き続き養育費の支払い義務を負うこととなるというふうに考えられます。

このため、具体的事案にも異なりますが、一般的には、子が成年に達した後でも、その子が大学に進学するなどして経済的に自立していない場合には、引き続き養育費が支払われるべきものと考え

られるところでございます。

○白石委員 養育費が支払われるべきものと考えられます。これは根拠としては法務省さんの見解というか、そういうふうにご場でおっしゃったんですけれども、裁判上の判例、定着した判例なんですかね。

○金子政府参考人 一般的に、親の扶養義務は子が経済的に自立するまでというのは定着した考え方です。ただ、両親の事情によって、もう大学進学した後は要らないと、お子さんの養育費を請求しないということを示意的に合意でもすれば、それはそちらの合意の方が優先することになりますけれども、一般的には、先ほど述べたような考え方が定着しているものと考えております。

○白石委員 大学生になるのは大体十八歳で、一応成年にはなる、来月四月から。でも、養育の必要性があると。であるならば、今の養育費には大学に進学するまでの養育は考えていなくても、これは先ほどおっしゃった、まず相談、協議を求め、協議が調わなければ、裁判上の請求をすれば認められる、こういうことでよろしいんでしょうか。確認です。

○金子政府参考人 これも事情により異なりますけれども、実際、大学に進学されて、なお経済的に自立していないというような状況であれば、一方が払わないと言っても、裁判所に申し立てられれば認められるというのが一般的な考え方かと思えます。

○白石委員 分かりました。
このことを意外と知られていないんじゃないかなというふうに思うんですね。こうやって私のと

ころに相談に来た人はそこまで含まれていないということなんですけれども。

そこで、政務官、お伺いします。

離婚のときに、こういった養育費というのはどこまでカバーされるのか。将来のことですから、全て予測はできないんですけども、大学に行ったときまでも取決めはしてくださいね、そこまでちゃんと請求できるし、認められるんですよという情報提供はしっかりとしておくべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○金子政府参考人 具体的な取組につきまして、事務方から御説明します。

御指摘の養育費の問題につきましては、特に成年年齢の引下げ等の関係もございましたので、これまで国会等において、周知広報の重要性について指摘を受けてまいりました。

このようなことを受けまして、法務省では、成年年齢の引下げに関する周知広報の一環として、経済的に自立するまでは養育費を支払う義務を負うということが分かるような、解説するウェブページを公開したり、あるいは、自治体窓口等において離婚届の用紙とともに配付していただいている養育費及び面会交流に関するパンフレットや、養育費に関する周知用の動画におきまして、同様の趣旨の解説をしたりしております。また、離婚届の標準様式を改定しまして、未成年の子についてだけではなく、経済的に自立していない子についても養育費の取組の有無を尋ねるような記載内容を改めるなど、周知広報に取り組んできたところでございます。

委員御指摘のように、今後も、効果的な周知広報の在り方については検討し、推進してまいりたいと考えております。

○白石委員 これは政務三役とお願いしていたんですけども。

確かに、よく小さい字を見ると、「経済的に自立していない子（未成年の子に限られせん）」というところを、当てはまったら丸してくださいと離婚届にあつたり、あるいはパンフレットの六番目のところにそういったことが書かれたりしているんですけども、もつとここは強調して、かなり離婚のときに決めるべきことで金額的に大きな問題に後々なるものですから、大学生になったときの養育費、仕送り費、そして教育費、ここをもつと強調すべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○金子政府参考人 これまでも周知、広報には努めてまいりましたが、委員御指摘のとおり、なお御存じでない方が多いというような御指摘がございますので、その点も踏まえて、今後とも、ちょっとその辺の工夫を考えていきたいと思えます。

○義家委員長 質問は政務に対してですけれども、加田法務大臣政務官、何かありますでしょうか。

○加田大臣政務官 白石委員からの御指摘のとおり、いろいろ、この問題につきまして、よく分からない、そしてまた分かりにくい、そしてまた情報自体、本当に必要となつていらっしゃるに届いているのか、そしてその方たちがどのような不安というものを、確かに心細いところもありますし、離婚、そしてまずこれからの養育、経済的な問題

もそうですし、精神的な問題にもかなりダメージがあると思います。

そうした意味について、しっかりと不安を払拭できるように、そしてまた形式というものを分かりやすく、そしてまたそれについていろいろ、QRコードとか、そういう周知、広報は努めているんですけども、それに届くような形でしっかりと広報啓発、そういうものにも努めていきたいと思っております。

そしてまた、いろいろな様式の部分につきまして、書類というのはなかなか、書く方、出す方というのは大変な負担がかかると思えます。いろいろな声をしっかりと聞いていきまして、また二丁に広げていけるようにしていきたいと思っております。

○白石委員 是非周知、お願いします。

法的な義務があるといつても、子供が大学入学してから訴えるわけにはいかないんです、そんなことをしている場合じゃないということ。ですから、離婚のときにちゃんとしておくということを重ねてお願いしたいと思えます。

次の質問は、厚労分野になるんですけども、児童扶養手当、これが、子供を育てる、学校に行かせるためにも必要なんですけれども、そこには所得制限があります。所得制限で、ぎりぎりのところで手当をもらえないとシングルの方が訴えています、別の方ですけれども。ほかの、例えば共稼ぎであっても、低所得者の人はいろんな支援金とほおかしいんじゃないかということです。

それで、所得制限、どれぐらいのレベルなのかというふうなところを見ましたところ、例えば、二人の子供がいる場合、一部も支給が認められない収入の金額が四百二十万円ですね。子供が二人いて、シングルのお母さんがいる。四百二十万円というのは大体どれぐらいかというところ、会社勤めで、賞与が春夏、二か月、二か月あった場合、額面で一か月二十五万円なんですね。月給二十五万円のシングルマザーで二人の子供を育てていて、それで児童扶養手当をもらえないということになっていくわけですね。

そこで、質問です。この所得制限のマトリックス、金額の合理性というのは、定期的に物差しでもってチェックされているんでしょうか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

児童扶養手当制度におきましては、一人親世帯の生活状況や支援の必要度に応じて給付の重点化を図る観点から、所得に応じた支給制限を設けているところでございます。

この所得制限限度額でございますが、制度の目的が離婚等による稼働能力の低下を補うものでございまして、生別母子世帯における母の所得水準などから、経済的な支援が必要な一人親世帯の範囲を定めております。

この所得制限限度額につきましては、これまで一人親世帯の所得状況に関する調査結果などを踏まえまして、平成三十年に全部支給の所得制限限度額の引上げを行ったところでございます。今後とも、必要に応じて見直しの検討を行ってまいります。

○白石委員 過去、直近では平成三十年に見直しを行ったと。

でも、私の質問は、定期的に見直していますか、例えば三年なり五年なり。あるいは、定期的じゃないにしても、例えば消費者物価指数だとかあるいは一人親世帯の平均的な所得水準の統計であるとか、そういった物差しでもって客観的に、トリガーを備えて、それでもって見直しされているんでしょうか。いかがでしょうか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

児童扶養手当制度の所得制限限度額につきましては、先ほど申し上げた一人親世帯の所得状況などの調査結果を見ておりますが、いわゆる財政再計算のような、例えばですけれども、定期的な見直しの仕組みというのを制度化されてはございませんで、各種データを厚生労働省においていろいろ見ながら、必要に応じて検討を行っているというものでございます。

○白石委員 提案します。是非、これは定期的に見直してください。社会状況は変わりますから。

社会状況が変わって、例えば物価であるとか、ほかの一人親世帯だけじゃなくて、比較すべきは、どうしても見てしまうのは共稼ぎであっても、シングルマザーが不当にこの所得制限で足切りされていらないかというところなんですけれども、ここは、厚労省としても、定期的に見直しするというような仕組みづくりを検討してくれませんかでしょうか。いかがでしょうか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。

所得制限限度額の見直しにつきましては、先ほ

3 厚生年金離婚分割制度を離婚前に知らせろ！（特に女性側に）

ど申し上げましたような、繰り返して恐縮ですが、一人親の所得状況などを随時見ておりますが、御指摘のように、定期的に見直すということとを制度化するかどうかはともかく、必要な状況変化に対応するといったことはしっかりとやってまいりたいと考えております。

○白石委員 随時ということなんですけれども、常にそこは見ておいていただいて、引き続き、システム化、物差しをつくるなりトリガーをつくるなり、あるいは期間で見ると見なしていただきたいと思います。

次の質問は、厚生年金の離婚分割です。

厚生年金、二階部分ですけれども、離婚するとき、合意によって、奥さんだった側、シングルマザーだったり、特に妻の方に焦点を当てたいと思うんですけれども、がもうことができない、分割することができない。特に三号分割ですね。サラリーマンの奥さんで離婚に至った。その際に、自分の年金というのは、そのまましておけば基礎年金、一階部分だけですけれども、二階部分についても、半分半分でもらうとか、そういうことができるわけですね。

でも、私のところに来た相談は、それを知らなかった、そして時効二年が過ぎてしまった、自分の生活、これから老後が不安だと。年金をもらい始めていても子供を育てている、特に大学生だったら、親が六十歳で、子供がまだ大学院に行っているとかあると思うんですけれども、教育費という意味ですね。

そこで、質問です。離婚分割の年間の件数とい

うのはどれぐらいあるんでしょうか。

○宮本政府参考人 お答えいたします。

厚生労働省年金局でまとめております厚生年金保険・国民年金事業の概況によれば、共済組合等を除く厚生年金保険における三号分割を含めた離婚等に伴う保険料納付記録の分割の件数は、令和二年度で二万九千七百八十一件となっております。○白石委員 年間二万九千件ぐらいです。離婚の件数というのは年間二十万件ぐらいですから、一割強ですね。

つまり、分割の条件に該当しながらも、八、九割はそれをしないでいる。もちろん、女性が共稼ぎだった、それで自分の二階部分を持っている、十分持っているとか、あり得るかもしれないけれども、あるいは、自営業で二人とも国民年金だった、これもあり得るかもしれないけれども、でも、かなりの、この二十万件の中で、分割の条件に当てはまりながら分割していないというのが実態ということが確認できたと思います。

そこで、質問です。離婚時に、厚生年金、二階部分の分割ができるんですよということを当事者にどのように伝えていきますでしょうか。

○深澤大臣政務官 お答えいたします。

離婚時の分割をどのように通知しているかというところでございますが、従前から年金事務所の窓口や日本年金機構のホームページにおいて周知しておりますほか、令和二年の二月からは、法務省の協力を得て、離婚届の受付先である市区町村の戸籍担当窓口において、制度周知のためのリーフレットの配布をしております。

以上です。

○白石委員 ホームページとリーフレットということなのですが、リーフレット、こういったものを渡しているということじゃないかなと思うんですけれども、ここで提案です。

年金分割の申請書というのはこういう二枚物なんです。表、裏で。これを、離婚届のその申請書、これは一枚物ですけれども、それと一緒にお渡しするということ。相当認識が高まり、私もコロナの申請のときによく分かったんですけれども、これをダウンロードして印刷するということからできないんですよ、手間なんです。それを役所の窓口の離婚届受付のところでお渡しするということ。これは厚労省とかあるいは法務省とか省庁横断的にやられたらいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○深澤大臣政務官 離婚分割制度については、請求漏れを防止する観点から、制度の周知というのは重要だと認識しております。先ほど答弁させていただいたことに加えまして、ただいま委員から御指摘のとおり、御指摘の分割請求用紙を市区町村の窓口で離婚届とともに直接配付するということは、請求漏れの防止や請求の利便性向上に資すると考えられることから、市区町村に過度な負担とならないよう留意しながら、法務省と協力して検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○白石委員 法務省と相談しながら検討を進めていただきたい。前向きな答弁と受け止めさせていただきます。

ただきます。

これがその書類の中に、このパンフレットだけじゃなくて、差し込まれているだけで相当違うと思うんです。そうすると、行く行く、主に心配するのは女性ですけれども、子供の養育だけではない、自分の生活、老後の生活までもかなり違ったものになり得るというふうに思いますので、是非よろしく願います。

それで、その議論をもう一歩進めて、この年金の離婚分割制度というのは義務化することはできないかなと思うんです。

分かりやすくして、男性が働いていて、そこで年金保険料を納めていた、三号保険者というのはそれにくっついていて、だから、三号保険者、奥さんは二階部分ないですよ、こういう時代じゃないと思うんです。協力して家庭を維持して子育てもしているわけですから、二階部分は半分半分が原則で、半分半分じゃない方を例外的な扱いとして、協議によって違う扱いをするというふうに特約することができるといふふうに、原則と例外を逆にすべきだと思いませんか、いかがでしょうか。

○宮本政府参考人 お答え申し上げます。

離婚時の年金分割につきましては、三号分割につきましても、離婚した元三号被保険者からの請求により、婚姻期間に係る厚生年金保険料の納付記録を分割できるという制度でございます。

この分割請求につきましては、年金受給権が相続や譲渡の対象にならない一身専属権であって、差押えが禁じられている等、非常に権利性が強い

ものである。その一身専属権の例外として、当事者の一方の年金を減少させることになる制度であるということ、また、離婚の当事者それぞれに多種多様な事情があつて、離婚時において年金以外の財産分与の状況などの諸事情も併せて考慮することが適当である場合があるということから、当事者の請求なく自動的に分割されるような制度であるというのは適当でないと考えております。

○白石委員 一足飛びにそこまでいかないということであれば、先ほど深澤政務官がおっしゃられた周知をもっと積極的にプッシュ型でやっていくということでお願ひします。

次の質問です。
シングルマザーからちよつと離れまして、じゃ、祖父母が孫を大学まで上げる、こういう場合もあると思うんですね。そういう方からの御相談なんですけれども、祖父母だから年金受給しているということなんです。その祖父母が児童扶養手当を申請したら、公的年金をもらっているのでもらえませんでしたということなんです。

児童扶養手当というのは、公的年金をもらっていたら児童扶養手当はもらえないのでしょうか。

○岸本政府参考人 お答えいたします。児童扶養手当と公的年金の関係でございますが、基本的には、稼働能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有しており、稼働能力の低下の要因が複数重なったとしても、必ずしもその低下の程度が比例的に加重されるものではないことから、同一の人物に対する重複した所得保障を避ける観点から、受給する年金額が児童扶養手当額を

下回る場合以外には併給することは認められていないものでございます。

なお、今申し上げましたが、平成二十六年の制度改正以前は、年金を受給している場合には児童扶養手当は支給されなかつたものでございますが、二十六年の制度改正によりまして、年金額が児童扶養手当額を下回る場合には、その差額の児童扶養手当分は支給するというふうな制度改正がなされてきているものでございます。

○白石委員 公的年金をもらっていても、児童扶養手当、どちらか金額の大きい方に合わせてもらえるということなんですけれども、でも、やはり祖父母は、普通でいったら、年金だけで自分たちの生活をするということに加えて、孫の世話をし、大学まで場合によっては上げないといけない、もう非常に厳しいわけですね。高校まででも本当に厳しいと思います。

そこで、政務官、提案なんですけれども、この併給調整というのを見直していただけたらなと。併給調整というのであれば、どちらか金額の大きい方じゃなくて、一方をベースとして、それに足し上げる、足し算として、まあ二分の一かもしれませんけれども、足し上げるといふふうな併給調整にするか、それとも、もう公的年金はもらってください、その上で児童扶養手当は受給しても可能ですよというふうな併給調整をなくすという方法もあると思うんです。

その二つ、どちらか検討していただけませんでしょうか。

○深澤大臣政務官 児童扶養手当と公的年金につ

きましては、先ほど御答弁のとおり、いずれも稼働能力の低下に対する所得保障という同一の性格を有していること等を踏まえまして、受給者の年金額が児童扶養手当額を下回る場合以外で併給を認めることとするのは難しいと考えております。

いずれにしても、厚労省としては、真に経済的な支援を必要とする一人親世帯や養育者の方に児童扶養手当の支給が適切になされるよう、引き続ききつかりと取り組むとともに、就労支援や生活支援も含めた一人親等への総合的な支援を引き続き推進してまいりたいと思っております。

○白石委員 引き続き、検討課題として、この併給調整を撤廃、あるいは足し算としての併給調整を考えていただきたいと思ひます。

そして、今の制度を前提にしたら、借入れになるわけですね。お孫さんが大学に行く場合は、学資ローンというのを利用するわけです。学資ローンというのは日本公庫さんがやっている国の制度ですけれども、そこで申込みをする。祖父母が申込者として、保護者ですから申込みをした場合、返済は、通常ならば十五年以内というものが、七十歳以上の方は五年以内と言われたというふうな私のところに訴えてきています。

審査があるのは仕方がないですけども、そういう画一的な、一律のルールでもって、祖父母がお孫さんの学資ローンを借りるときには返済期間について特に短期でやるということは、これは問題だと思ひますけれども、今、こういう運営状況になつていきますでしょうか。

○窪田政府参考人 お答えいたします。

学生を育てる祖父母などの高齢者の方が融資申込者の場合に、その融資対応について一律の取決めがあるのではないかとのお尋ねでございますが、日本公庫の方にも確認させていただきましたが、融資申込者が祖父母である場合など高齢者の場合であっても、貸付期間の設定など、融資審査における一律の対応を定めたマニュアル等は存在しないというふうに承知しております。

日本公庫では、融資審査においては、画一的な審査基準によることなく、その返済可能性を可能な限り追求した上で融資判断を行っているものと承知しております。

○白石委員 画一的な、そういう審査基準はないということなんですけれども、できるだけ寄り添って、国の機関ですから。特に、祖父母が子供の学資ローンを借りるといって、本当に気の毒なケースですよね。できるだけ寄り添って。

やはり、日本学生支援機構の方は寄り添っている対応になっていると思います。それは、書類さえ整って、低所得であって、留年とかしない、ちゃんと勉強していたら、返済期間二十年でお貸出ししますよと。本当はもっと、給付型にしてほしいんですけれども、少なくともお貸出しはしますよという対応になっている。

学資ローンにしても、できるだけこの日本学生支援機構の奨学金に近い形の寄り添った対応をしていただきたいと思いますけれども、確認させていただきます。

○窪田政府参考人 財務省といたしましては、日

本公庫が、民間金融機関を補完しつつ、教育ローンを通じて家庭の経済的負担の軽減と教育の機会均等に貢献することが重要であると考えておりますので、日本公庫に対しては、機械的、硬直的な融資判断を行うことがないよう、融資申込者の立場に立つて柔軟な対応に引き続き努めるように促してまいりたいと思います。

○白石委員 そのようによろしく願います。

もう最後になりますけれども、ここは文部科学委員会ですから。文部科学委員会ですけれども、やはり、大学生を、優秀な学生を大学に行ってもらうということ、これは、学生さん、日本国民にとっても推進すべきですし、大学としても、幅広く、裾野を広く、優秀な学生を、大学で学んで、できれば学究の世界でも中から選ぶ人が出てくる、これはもう文部科学省としても進めるべきだと思うんですけれども、今の現状、例えば、シングルマザーとか、あるいは何らかの事情で親がいなくて、祖父母が孫を育てて大学まで行かせる、いろいろな障害があるわけですね。

この点について、文科省、文科大臣として、感想があればお聞かせください。これを最後の質問とします。

○末松国務大臣 白石先生にお答え申し上げます。ずっと話を聞いておりました、経済的に困難な学生さんが学びを諦めることがないようにというのは、これは文科省の強い願いでございます。

そのために、文科省は、先生御承知のとおり、令和二年度より高等教育の修学支援の新制度を開始いたしております、今お話がありました、一

人親世帯を含め真に支援の必要な低所得者世帯の学生に対しまして、給付型の奨学金と授業料減免による支援、この二つを実施をいたしております。このほかにも無利子奨学金、有利子奨学金も用意しております、返済の際も、所得に連動した返還や返還額の減額により、私は割合きめ細かな支援を行っていると思っております、これによりまして、大学の進学率も確かに、平成三十四年度四〇%だったのが、令和二年で五一%まで上がっております。

こうした中で、低所得者世帯の大学進学率が上昇してきておりますが、制度の分りやすい周知は引き続き課題であると考えます。一人親世帯などの支援が、必要な学生やその保護者に必要な情報が早い段階で届くように、教育関係者だけでなく社会福祉の関係者にも周知されるように、これは厚労省とも連動して充実させる必要があると思っております。

給付型の奨学金ですけれども、五十一万人分を用意いたしました。予算計上しました。二〇二二年度で二十七万人、二〇二一年度で三十二万人、一応お使いをいただいております。さらには遡って中学ぐらいからこの存在を考えながら計画を組んでいただきたいと思いますというのは文科省の思いでございます。

いずれにしても、先生の御意見をよく頭に置いて、施策に反映していきたいと思っております。

○白石委員 大臣、ありがとうございます。制度

の充実とそれの周知と、両輪として、これからも
よろしくお願いします。
終わります。